

学校における教職員と生徒等との連絡手段およびスマホ等の扱いに関わる校内規定

北斗市立上磯中学校

1. 教職員と生徒等との連絡手段について

(1) 基本的なおさえ

- ①学校や教職員が、生徒等から電話番号や電子メールアドレス等を取得することは、個人情報入手することに他ならず、原則として禁止するものである。ただし、校務運営上どうしても必要な場合には、必ず校長に相談の上、許可を得た上で、その利用や管理に関しては厳正に取り扱い、利用を認める場合がある。
- ②校務運営上どうしても必要な場合とは、生徒等に対して学習指導や生徒指導および部活動指導等、学びの保障や安全上の指導事項等に関わる連絡が想定される。生徒の安全保障上、電話およびスマホ等を活用することは、一定の有効性や利便性がある（保護者不在時に本人の安否確認等を行う際など）ため、活用できる場合があるが、その際、必ず校長の許可を得るものとする。

なお、私的な連絡内容についてはすべてにおいて禁止する。

(2) 電話番号等の取得および提供

①生徒等から取得できる端末の種類

ア 固定電話番号 イ スマホ等の携帯電話番号 **(メールアドレス等は不可)**

※電話およびメールやLINE等のアプリ、SNS等を通じた個人・グループでの私的なやり取り（連絡、相談等含む）は一切禁止する。

【主な端末の種類】（令和8年4月1日現在）

- | | | |
|---|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 固定電話 | <input type="checkbox"/> 携帯電話（電話番号・メールアドレス） | <input type="checkbox"/> スマートフォン |
| <input type="checkbox"/> スマートウォッチ | <input type="checkbox"/> タブレットを含むパソコン | <input type="checkbox"/> 通信機能のあるゲーム端末 |
| <input type="checkbox"/> 音楽プレーヤーなどの情報通信端末 | | など |

②電話番号等を取得および提供する対象

ア 担任をする学級の生徒 イ 顧問をする部活動の生徒
ウ 課外活動で引率する生徒（委員会活動等） エ 進路指導等で必要な生徒

(3) 端末での連絡可能な内容

- ①授業内容等の学習の保障に関する事項
- ②生徒指導上、緊急性が生じた場合
- ③部活動運営に関わる急な連絡が生じた場合
- ④悪天候・災害等の緊急連絡が必要な場合

(4) その他の留意事項

- ①万が一、携帯電話等に悩み相談があった場合は、端末では行わず、管理職へ報告するとともに、学校あるいは家庭訪問において複数の教員による対面の形で対応する。
- ②日ごろから保護者との連携を密にするとともに、保護者とも電話番号等の取得や提供が必要となった際は、上記生徒の対応と同様とし、適切に手続きを行うものとする。
- ③卒業等により使用しなくなった生徒の電話番号等は、年度ごとに確認し直ちに削除する。

2. 私物の端末・スマホ等の取扱いについて

(1) 基本的なおさえ

盗撮等の児童生徒性暴力行為の根絶に向け、教職員の私物のタブレット端末、ノートパソコン、スマートフォン、カメラなど、写真または動画を撮影する機能を有するものの具体的な取扱いについては、禁止事項やデータ管理等の徹底が求められており、校長の許可なしに教室への持込みおよび撮影等をすることはできないものとする。

(2) 私物端末・スマホ等の持込みについて

職員が、私物端末・スマホ等を児童生徒が活動する場所に持ち込むことは、原則禁止する。ただし、次のいずれかに該当し、事前に校長に申請し許可された場合は、持ち込むことができる。

- ①児童生徒の健康や安全確保の観点から直ちに連絡する必要がある見込まれる場合
- ②授業等の教育活動であって私物端末・スマホ等を使用せざるを得ない場合（故障、不足）
- ③職員の個別の事情を考慮し校長が必要と認めた場合

(3) 児童生徒の写真や動画の撮影等について

- ①職員が、私物端末・スマホ等を用いて児童生徒を撮影することを禁止する。
- ②児童生徒の撮影は、校長の許可を得た上で、学校が所有または管理する端末やカメラ等で行うこと。また、その場合、教育目的であって真に必要な場合に限ること。
- ③児童生徒の写真または動画のデータの管理は、別紙「児童生徒の写真または動画データの管理の手順」により行うこと。
- ④児童生徒の写真または動画のデータを外部に持ち出す場合は、校長の許可を得ること。

【私物端末・スマホ等の種類】（令和8年4月1日現在）

- 私物のタブレット端末 ノートパソコン デスクトップパソコン
スマートフォン 携帯電話 カメラ ビデオカメラ スマートウォッチ

※写真又は動画を撮影する機能を有するもの全て

※今後、必要に応じてこの規程を改正する。

令和8年4月1日改定